

近世浄土真宗寺院本堂の研究 (そのⅡ)

岡野 清

STUDY OF THE MAIN HALL IN JYODO SHIN SECT IN EDO PERIOD (PART II)

勝鬘寺本堂

名古屋市中区南大津町

創立沿革

勝鬘寺は天正年中、岡崎針ヶ崎の勝鬘寺の僧、賢照院了意の建立で清洲にあり、針ヶ崎勝鬘寺の尾張末寺を掌っていた。慶長17年(1612)名古屋堀川の東に移り、後長島町に移って借宅していたが、寛永9年、成瀬正虎が藩主義直に請い現在の地に移建したという。(別説には慶長年中或は元和4年(1618)とする。註) その後も色々な改修もあったであろうが、昭和10年解体して再建されたのが現本堂である。しかし柱は大部分旧材のままで、長押その他にも相当量古材が再利用されていて簡素な姿を今に伝え、原形が相当よく保存されていることを察することができる。

本堂の現状説明

桁行9間、梁間9間、入母屋造、棧瓦葺の堂で東面する。背面に2間半の下屋が付せられているが極めて新しい。正側面各1間は広縁であるが、南側の後半と北側の縁は外を中敷居で囲って硝子障子で戸締りし、開放としない。

正面中央3間に向拝がつく。前半5間が外陣であるが柱列によって桁行に3分し、中3間と両脇2間に分け、後方3間の中央3間を内陣、両脇各2間を余間とし、かなり古くからあった後方半間の下屋には余間の仏壇、内陣の脇仏壇を入れ、内陣脇仏壇前から半間前に来迎柱を立て、巾1間の来迎壁をつくり、その前に唐様仏壇をおく。柱は来迎柱以外は面取角柱、縁側外柱は直桁を受け、正面中央3間以外には飛貫を通す。外陣周辺の入側通りでは1間毎に柱を立て、敷鴨居、内法長押、飛貫、天井長押をつけ、正面通り双折棧唐戸を藁座でつり、その他の各間には腰高硝子障子を入れ、内法長押と飛貫の間に菱格子欄間を入れる。但し礼堂内には飛貫を見せない。広縁には棹縁天井を張る(図1、写真1)。

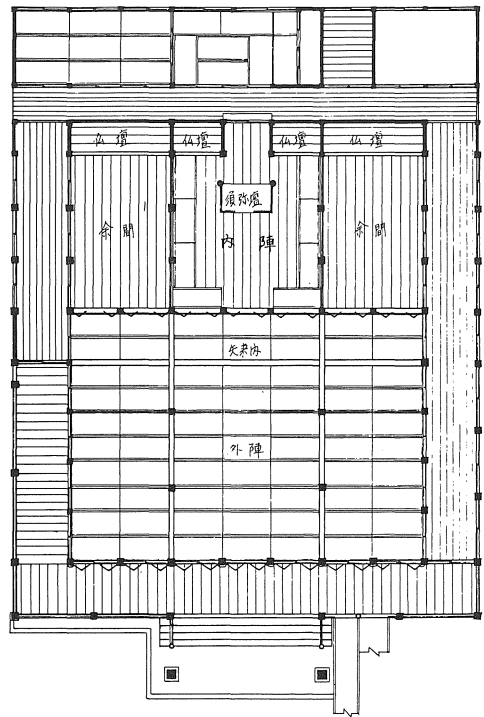


図1 現状平面図

向拝柱は面取角柱上部粽つき、柱間に虹梁を渡し(袖切、渦、若葉、欠眉つき)、木鼻を出し、斗拱連三斗、中備板藁股、手狭付で元々向拝は存在したであろうが、昭和10年の修理の際、可成整備されたものと思われる。軒は1軒疎垂木、木舞入りである(写真2)。

外陣を3分する柱列は1間半、1間半、2間の間隔をとり、内陣、余間との境前を広く取り、この柱通りには盲敷居を入れ、内陣余間境より1間手前にも盲敷居を桁行に通し矢来を設ける。またこの柱列には飛貫を通して

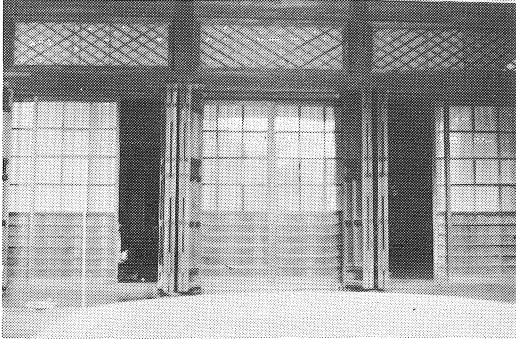


写真1 正面中央三間



写真4 内陣来迎柱上部

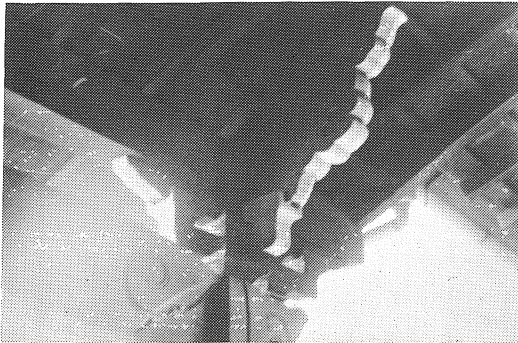


写真2 向 拜



写真3 外陣より矢来内、内陣をみる

その上を小壁とし、天井長押上に格天井を張り、列柱で囲われる中央3間巾の天井をやや高くする。(天井は昭和10年のもの写真3)。

内陣余間と外陣の境には1間毎に柱を立て、余間は外陣より框一段高め、内陣では更に敷居背分だけ高くして、その分だけ框下に羽目板を入れる。内法長押は余間で外陣より長押背だけ高く背違いに入れ、内陣前は更に背違いに高め、長押上には高肉彫刻極彩色の欄間を入れ(外陣前飛天、余間前孔雀に牡丹、桐に鳳凰)、内陣前の欄間の背を余間前より高くし、欄間上には小壁を設け、天井長押で天井を受ける。下框と内法長押下無目鴨居との間に金障子を双折に開閉する(写真3)。

内陣、余間の半間の下屋に内陣では左右各々1間の脇仏壇を設け、中央を後堂へ抜ける後門とし、引違い戸を入れる。余間では、2間の仏壇を設ける。仏壇前上方には虹梁を入れ、その上を小壁とし、内陣では脇仏壇の半間前に円柱の来迎柱を立てて柱上に粽を付し、頭貫を来迎柱間と来迎柱と脇仏壇脇柱の間に入れ、両者上に矩折れに台輪をのせ、出組斗拱をおく。また余間との境に敷鴨居を入れ、余間と広縁並びに落間との境に外陣境の長押と同じ高さに鴨居内法長押を入れ、襖を引違いにはめ、天井長押をまわし(写真4)、余間には格天井、内陣には小組格天井を張り、後門と来迎壁間には棹縁天井を張る。内陣、余間まわりの木部には黒漆を塗り、来迎柱、同上木鼻、台輪、来迎壁、虹梁の欠眉、袖切、渦や若葉、斗拱の拳鼻、並びに脇仏壇上台輪などの要所には金箔を押す、但し天井は全て母の新材で、漆塗を施さない(写真4)。

復原的考察

昭和10年の解体修理にかなり整備されているので、向拜、勾欄、北側庇の廊下等には新材が使用されており、旧態を捉え難い。住職の談によると更に北にも庇が延びて室が設けられていたようである。しかし主体部分はかなり改造前の旧形を尊重して再建されているものである。

1. 正面開口装置の変更

現在、正面各間とも敷居と内法長押、飛貫間に挿入されている菱格子欄間やその上下の框もすべて、昭和10年の新造と見られるが、欄間の位置には壁のとりついていた風蝕差や壁の土のついた跡が残っていて、元すべて土壁であった。正面中央3間の戸口には何れも柱面に少し後寄りに方立を打った風蝕差と釘穴が残っていて、元は方立を入れていた。両脇の柱間では長押下面に部戸吊り金具を挿した穴があり、柱に部戸とめ棧の痕跡あり、元は部戸をつたことが知られるが(写真5)、中央の間の内

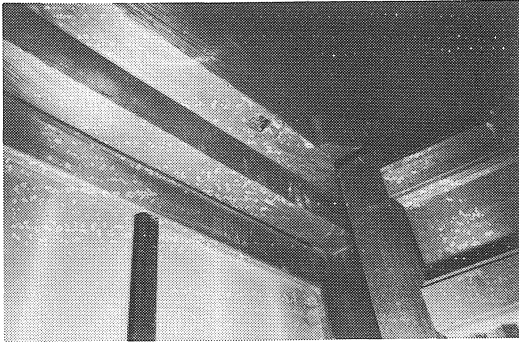


写真5 正面中央部戸痕

法長押にはその穴を存しないので、元はこの間に扉をついたものと察せられる(現在の敷鴨居も新しい)。その他の間は2本溝の敷鴨居になっていて、古い材もあるようなので恐らくは腰高障子引違いにしたであろう。

2. 外陣の矢来は後補である。

外陣を3分する柱列を結ぶ飛貫や天井長押は内陣、余間境の柱に達して、所謂、矢来内を左右に通した虹梁や貫の装置はなく、盲敷居も2列の柱列の柱間に通っているものと(材料は新しい)直角に交って内陣余間境から1間手前を桁行に通るものとある。後者の上に矢来がとりつけてある。この盲敷居は古いが、一直線に通らず、梁行の盲敷居で切れているうえ柱間寸尺から見てもこれは後入れであると見られる。即ち外陣では前面から1間と内陣余間境前の一柱間のみ6.3尺、その他の各間は6尺になっており、桁行の柱間では中央の柱間寸尺が6尺、その他は6.3尺となっている(柱太さ6寸)矢来の盲敷居を除くと畳の敷き合せがすべて柱と一致することが知られた。

従って梁行の柱列間の盲敷居は当所からの計画と考えられる。この柱間寸尺は昭和修理の際の計画でないことは長押等に旧材が仕口を変更せずに使用されていることから知られる。

3. 外陣と内陣及び余間境の柱間装置

現在内法長押下両開双折巻障子になっているが、敷鴨居表面には板を打って溝をかくしており、内陣余間境と同様元は引違い建具であったと見られる。恐らく内陣前には格子戸、余間前には襖が使用されていたであろう。その際は現在の派手な彫刻欄間は不均合で、元は恐らく箴欄間が用いられたであろう。余間前は欄間がなくて小壁であった可能性もあろう。

4. 内陣及び余間の奥行が2間に縮少され、内陣の来迎壁はとれて、一直線仏壇があった。

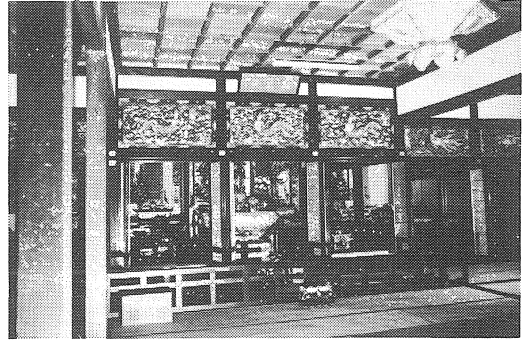


写真6 外陣から内陣、余間をみる

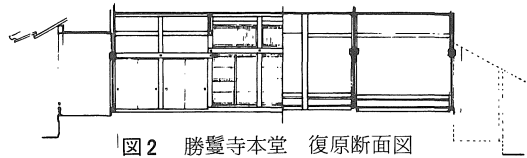


図2 勝鬘寺本堂 復原断面図

内陣及び余間の梁行の柱間寸尺は前二間が6尺3寸、後端の間が6尺7寸となっている元前から2間のところに間仕切が存在したことを示唆するが、その柱通りの柱を打診検討すると、漆塗装されていて見分け困難ではあるが、下方に框の仕口、上方に虹梁或は落掛の如き材の仕口を埋めた痕跡が見られ、元はこの線に仏壇や脇仏壇の前面がとりついたらと見られる。そうならば奥行が浅くなって一直線仏壇となっていたと考えざるを得ない。なお現在の来迎柱上の木鼻や脇仏壇上の虹梁などの絵様の様式からすれば、江戸時代後期の改造と見られる(写真7.8)。一間前に仏壇が移ると仏壇の深さにもよるが恐らく半間以下の浅いものであったであろうから、その背後に半間強の通路が残ることとなる。後端柱の背面はひどく風蝕していて長年堂がここで終わっていたことを示す。現仏壇裏の柱の背面の風蝕も強いので、背面下屋の取付けられたのは近年のことと察せられる。尚、向って右、即ち、北余間の仏壇に近い方の柱間に出書院のとり

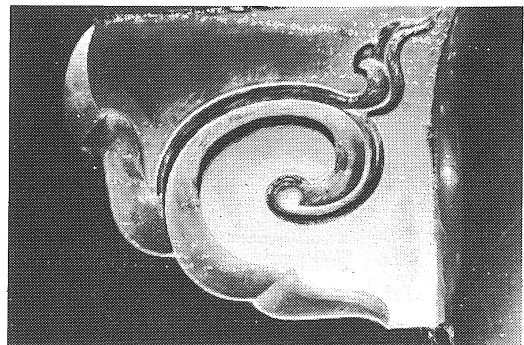


写真7 来迎柱上木鼻

ついたと見られる地覆とその下の羽目板の取付き痕跡、上方台輪の取付痕跡、側面の羽目の板決り等を残し、ここに書院がとりついていたことが知られる。当初から存在して除去されたものか、後に付加されて除かれたものか決定し難いが、古くは余間が対称とならぬ例も多いので注目に値する(図3.4.5).

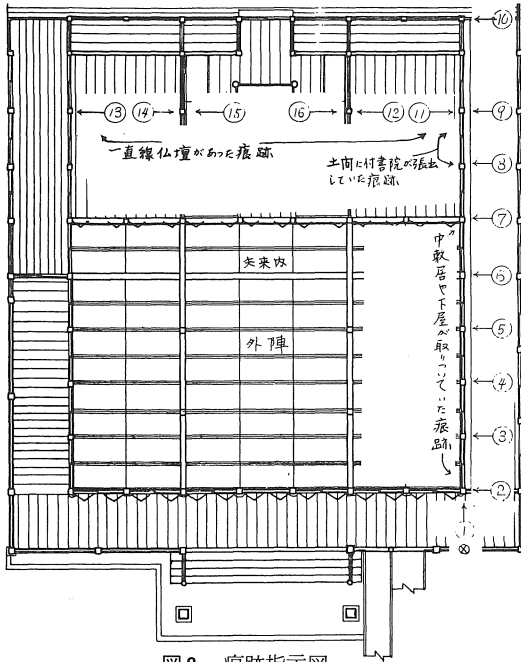


図3 痕跡指示図

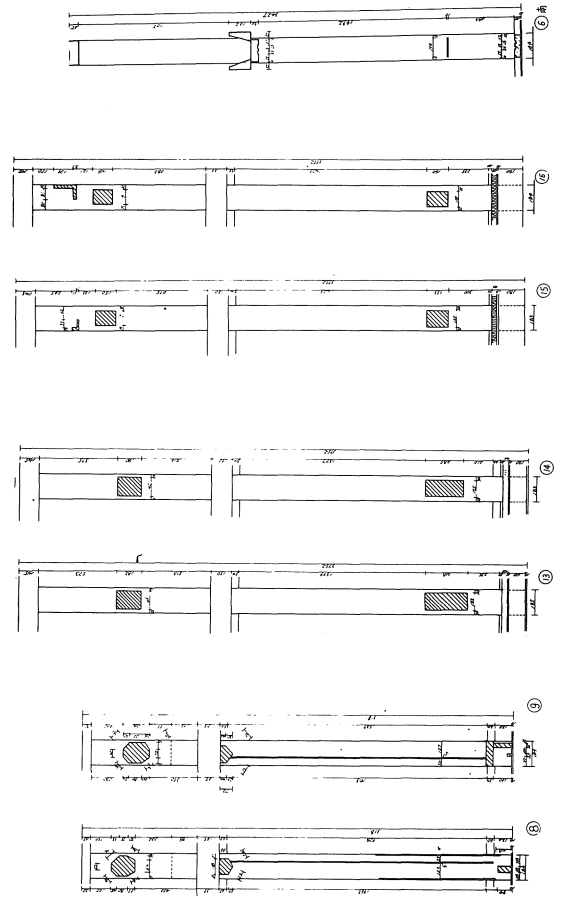


図4 一直線仏壇、中敷居、下屋取付の痕跡図

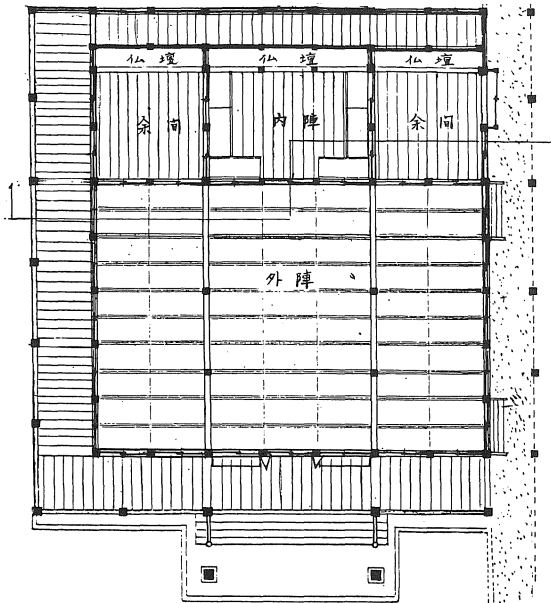


図5 勝鬘寺本堂 復原図

5. 外陣、内陣及び余間の天井について

現在これらの天井は悉く昭和10年の新造で、内陣は小組格天井、その他は格天井となっているが、全体の意匠

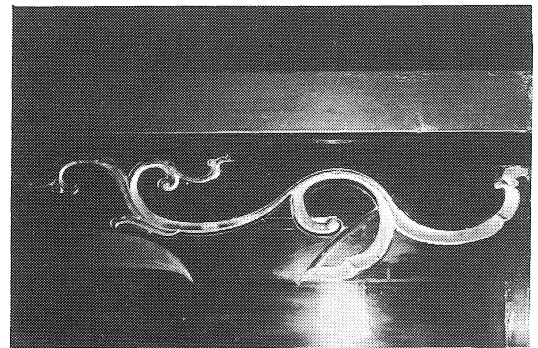


写真8 内陣・脇仏壇上虹梁絵様

が上記のように復原されると、天井も恐らくすべて棹縁天井のような簡素なものではなかったかと思われる。内陣の仏壇前の扱いなどが不明なため断定し兼ねるが、一応そのように推定される(写真9, 10).

6. 北側面の廊下がとれて土庇が通っていたと推定される

この部分の廊下外の柱や外陣との境とも内法長押は新

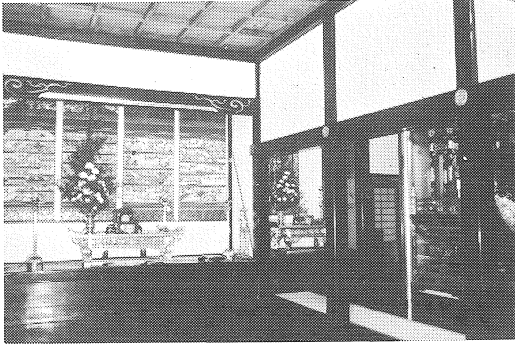


写真9 西余間



写真10 左脇仏壇

しく、天井も床も新しいのであるが、外陣との境の柱の外側の風蝕は甚だ強く、しかも上部の風蝕が強く、現内法長押の上に全く風蝕していない部分が各柱一様に同じ水位に存在し、そこに横材をとめた釘穴もかなり下方にあり、しかもその風蝕していない部分が柱の側面で斜に上方に上っている。またこの風蝕残りの部分の直下に柱に鴨居大の材の取付痕跡が残る。又、2間乃至3間おきの柱に現在、凡そ目通り程の位置に貫の仕口痕跡が埋木されて存在する。このような事態からするとここには土庇が通っていたと考えられ、風蝕残りの部分は垂木掛や屋根の当たった部分と見られ、貫は外の柱を繋いだものと推定される。外の柱の間隔が1間半乃至2間であったとすれば、2間乃至3間おきに礼堂外の柱と一致することとなる。なお、外陣との境の余間に続く1間と表の広縁に近い1間を除いて中敷居の仕口とその下の小壁の取付痕跡を残して、元この外に広縁の存在しなかったことを傍証する。中敷居のない間は土庇に降りる出入口で

あったであろう(図5参照)。

7. 南側面には広縁が通じていた

現在広縁は矢来の通りで終り、そこに腰高ガラス障子を入れて、その奥を落間としているが、外陣や余間との境の柱の外側は著しく風蝕していて、元広縁が背面まで続いていたことを示唆する。なお旧間仕切の痕跡は1間奥の余間と外陣の境の列にあり、ここに広縁の間仕切が存在したであろう。或いは中頃の年代にこれから奥を落間に変更したかも知れない。なお、現在の余間後端隅柱の南面広縁側に付壁の取りついた痕跡があって、元ここは壁になっていた。なお広縁外の柱位置も昭和改築に移動されて、適宜配置されているようで、元は1間半間隔であったと見ると正面の広縁とも一致してくる。

結 論

江戸時代に入る頃には浄土真宗本堂の前半を外陣として、その奥の正面の床を上段とし、更にその中央を高めて内陣とし、その両脇を余間とし、外陣をも柱列によって小壁で三分する平面は一般に成立していたのであるが、江戸初期の遺構の中には復元するとお、内陣の奥行が浅く来迎壁を持つ仏壇を構えて後門を設ける形式を取らないで、内陣の奥に余間仏壇同様一直線仏壇を設けたものもあり、また余間が左右対称とならず、南余間が上位となって、北余間が仏壇を持たぬ例や、巾の狭い例もあり、床高も外陣と同じになる例もある。また後には外陣の内陣余間前の部分を矢来内として、矢来を用いて囲うのみでなく上部にも桁行に貫や虹梁を用いて小壁で区切るのが常道となるのであるが、初期のものには、矢張復元すると矢来内の存在しない例も見受られ、その上、初期のものには仏堂風の取扱いは稀薄で、西本願寺の旧阿弥陀堂(現西山別院 元和4年)、同大師堂(寛永13年)には見られるが、地方のものでは三河の勝鬘寺本堂(元和元年)、満性寺本堂(元和五年高田派)が知られる程度である。

こうした中であって今回調査した二つの江戸初期を下らぬ真宗本堂のうち、勝鬘寺本堂の方は復元すると余間こそ左右対称を強く破ってはいないが、外部の広縁は左右対称を破り、北側では中敷居を入れて窓を高くし、余間には書院を付しており、内陣余間の奥行は浅く復元されて、一直線仏壇がおかれ、矢来内を造らない。また全体の手法も復元して行くと、仏堂風の取扱いが殆んどなくなり、すべて邸宅風に処理されていたのではないかと考えられる。但し、向拝が当所から存在していたとすれば、そこでは或は仏堂風をとったかも知れないが、その存在も明らかではない。軒も古いままとは保証出来ない

が一軒疎垂木を伝えていて、これも邸宅風である。僅かに仏堂風であるのは正面中央1間の棧唐戸構え位である。

なお柱間寸尺が6尺に3尺の畳の内法に合わせて計画されていて、しかも、敷居を含め柱真直は6尺とされ、敷居を含む柱真直は柱巾の2分の1である3寸を加算して6尺3寸としている。この点は昭和10年解体修理の際の補正ではないかと疑ってみたが、横材に古材もあるので簡単に否定し兼ねた。内陣の奥行が浅くて一直線仏壇を持ち、矢来を用いない例は古く岐阜県高山市の照蓮寺本堂にも見られるが、江戸初期には一家衆寺院や大坊主衆寺院の中にも旧五村別院（現滋賀県東浅井郡常善寺本堂、寛永14年）、奈良県今井の順明寺本堂（慶長頃か）大阪府富田林市の興正寺別院（寛永年間）、奈良県大宇陀町の万法寺本堂（承応2年）のように内陣の奥行が浅くて、一直線仏壇が続き、後門を持たない平面に復原できる例が数えられ、前三者は矢来内も設けられていなかった。矢来のなかった堂では今井の称念寺本堂（慶長4年）、大阪府茨木市の光善寺本堂（寛永14年）なども挙げられる。

なお、末寺等になれば、このような例は江戸時代中末期にわたっても存在し、初中期には数多く数えられるのである。

注

元和4年移転説は 尾張志 二

名古屋 勝鬘寺

大津通りの南にありて寂光山と号し、寺格聖徳寺に同じ 天正年中三河国額田郡針崎村勝鬘寺の住職了意此寺を清州に建立し、尾張の末寺に所務し勝鬘寺と号しおるを慶長十七年名古屋堀川の東(今正万寺町という地なり)にうつし元和四年(徇行記に寛永九年とする)再び今の地に移せり。後略……

寛永9年移転説は 市譜 二

大津町下西側

寂光山勝鬘寺 東本願寺末

三州針崎勝鬘寺兼帯、天正年中於清州建立慶長十七年子年移今之正万寺町 寛永九申年更遷干此

慶安移転説 海邦名勝志 乾

寂光山勝鬘寺 大津南境内小林村三州針崎末刹通所也…(中略)…天正年中清州建立中比於城下長嶋町借宅住居慶安中ニ始テ今ノ地ニ引移ルト云々